

平成19年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップ

経済産業省の説明、質問と回答および意見

研究開発名：地域イノベーション協創プログラム

指摘事項等	対応状況	質問と回答、意見(Q…質問、A…回答、C…意見)
プログラム全体について		<p>＜80回専調Q&A＞</p> <p>Q: 地域イノベーション創出共同体の参加機関数が地域によって数に差があるのはなぜか、また、申請件数の年次毎の差異はなぜ生じているのか。</p> <p>A: 昨年開始したが、地域的にまとまりが良いところはすぐに集まる。例えば関東や近畿は範囲が広すぎるせいで現時点では参加機関が少ない。もう少し時間をいただきたい。</p> <p>A: 採択件数の年次変化は、H17は補正予算で総枠が増えたため。一件あたりの金額に差があることも理由。</p> <p>＜80回専調意見＞</p> <p>C: このプロジェクトの難しさは個別の特定のプロジェクトを採択したのではなくて、小中規模の多くのプロジェクトを公募し、全体のプログラムとしているところ。特定のプロジェクトではない、というところを理解すべき。</p> <p>C: 地域によっては、ここにあるようなことがすでにできているところがあ</p>

る。そういう地域では、できているものを組み込むか、せめてじゃまをしないほうがいい。地域の特性に合った対応をすべき。

＜専調後追加質問と回答＞

Q: 事前評価の段階では、5年間の国費総額の見込み 549.5 億円、事業化率の目標が地域イノベーション創出研究開発事業 30%(プロジェクト終了 3 年経過後)、大学発事業創出実用化研究開発事業 40%(プロジェクト終了 5 年経過後))とされていたが、予算増額等の影響による変更はないか。

A: 具体的な事業内容に変更はないが、地域イノベーション創出研究開発事業については、平成 21 年度より、事業化の促進を図るため事業化率の目標を、「研究開発終了後 3 年後における成果の事業化達成率を 40%以上」に変更し、大学発事業創出実用化研究開発事業については、平成 20 年度からのNEDO第二期中期計画において、基本方針として「「実用化・企業化促進事業」においては、事業終了後、3 年以上経過した時点での実用化達成率を 25%以上とする。」とされたことを受け、事業化率の目標を「事業終了後、3 年以上経過した時点で 25%以上」に変更した。

地域イノベーション創出研究開発事業の事業化率の目標変更は、事業化の促進を図るという主旨のもと、当該事業と、地域の設備・人材の相互活用を推進し地域の技術支援能力を向上させる「地域イノベーション創出共同体形成事業」とを組み合わせること等により、当該事業の前身

		<p>である「地域新生コンソーシアム研究開発事業」よりも実効性のある成果が得られるものと考えられることによる変更である。</p> <p>大学発事業創出実用化研究開発事業については、事前評価時には平成6年度より実施している「福祉用具実用化開発事業」等の実用化達成率(33%)を踏まえて、目標を終了後5年経過時点で実用化達成率40%としていたが、平成14年度から19年度までのNEDO第1期中期計画中の「大学発事業創出実用化研究開発事業」の実用化達成率は18%であった。この結果および経済産業省独立行政法人評価委員会NEDO部会の指摘等を踏まえ、NEDOでは第2期中期目標期間においては、「事業終了後、3年間以上経過した時点での実用化達成率を25%とする」とともに、実用化達成率の数値目標に加えて、機構外部の専門家・有識者を活用した事後評価を実施することとし、技術的成果、実用化見通し等を評価項目とし、6割以上が「順調」との評価を得ることを新たな目標として追加的に設定した。これは実用化したか否かというプロジェクト終了時点での成否のみに着目するのではなく、その後の実用化見通し等を専門家がチェックし、技術経営力の強化に関する助言業務の観点も踏まえ、事業実施者に対してアドバイスを行うことこそがイノベーションの促進のために重要との判断に基づいている。</p> <p>尚、事後評価における判定は下記の通りである。</p> <p>「優良」：研究開発は計画通りの成果が得られており、実用化が十分期待できる。</p> <p>「順調」：研究開発は概ね計画通りの成果が得られており、実用化は期待できる。</p>
--	--	--

		<p>「不調」: 実用化のためには、更なる研究開発等を行う必要がある。</p> <p>Q: 大学発事業創出実用化研究開発事業について、NEDO の基本方針に合わせて主務省が目標を変更しているが、本来は逆のはず。主務省(METI)の方針(目標)を達成するために、NEDO は基本方針を策定し、目標が設定されてしかるべきではないか。</p> <p>A: 「大学発事業創出実用化研究開発事業」の目標の変更は、NEDO が第二期中期計画を作成する過程において担当課として検討の上、適切と判断し、独立行政法人通則法第 30 条の規定に基づいて、経済産業大臣が評価委員会の意見を聴いて NEDO の第二期中期計画を認可したことによってなされた。</p> <p>Q: 回答にある「3 年以上経過した時点」はきわめて曖昧な表現で、たとえば 10 年経過した時点でも当てはまるが、それだけ経過した場合は当該事業の効果として測ることは不適切(他の要素大)。主務省として評価時点を明確に設定すべき。</p> <p>大学発の技術シーズを扱う本事業では、特に技術が実用化に至るまでに長い時間を要するものもあることから、NEDOにおいては、採択された全ての課題の実用化状況を毎年度確認し、これをもとに3年経過時点のみならず4年経過時点及び5年経過時点までの、全ての課題を対象にして実用化達成率として定めている。本事業の実用化達成率の検証は、事業終了直後の事後評価時に、その時点で終了後 3 年から 5 年経過した全課題を対象に行う。なお、採択課題には終了後 5 年経過時点</p>
--	--	--

			<p>まで毎年実用化達成状況の報告を義務づけており、事業終了後 5 年経過時点まで毎年検証を行う。</p> <p>＜専調後の意見＞</p> <p>C: 全体としては指摘事項に応えるべく、努力していることが窺える。各種施策との相乗効果は、取り組みは認めるものの加速の必要がある。企業ニーズと技術シーズのマッチングは体制整備が進んでおり、今後は審査をいかに取り進めるかが鍵となると考えられる。国際競争力についても審査での対応を期待する。</p> <p>C: 指摘事項に留意しつつ毎年の改善点を可視化できるように運営に努めてもらいたい。</p> <p>C: 共同体形成事業による技術支援事例のような試みは、地方自治体の縦割りの壁を排することにつながるのではないかと期待される。地域経済への波及性だけでなく、国際競争力という視点を加味することも必要で、その取り組みが目標に入っていないのは残念だ。</p> <p>C: 事業化率の目標値を、事前評価の段階やフォローアップへの追加回答において、はっきり答えているので、評価基準は明確にされていると考える。</p>
① 地域 科学技	科学技術による地域 活性化に関する施策は、	各府省との相互連携・協力に関しては、本 指摘や「科学技術による地域活性化戦略」	<p>＜80 回専調 Q&A＞</p> <p>Q: 産業クラスターとの関係はどうなっているのか?</p>

術 クラ ス ター 関 連 施 策 を は じ め と す る 、 科 学 技 術 を 振 興 し て 地 域 の 发 展 に 結 び つ け る 各 種 施 策 と の 共 同 に よ る 相 乘 効 果 の 发 挥	<p>地域の社会・経済基盤の形成やその活性化促進を図る上で重要な施策である。このため、地域科学技術クラスター関連施策の他、地域における研究基盤整備や研究開発促進等の地域科学技術振興施策、戦略的基盤技術高度化支援事業等の中小企業振興施策、資金融通・信用保証等の事業化支援施策等が、各府省によって推進されている。</p> <p>本プログラムは、技術シーズの実用化促進による事業化率の向上を目標としていることから、これらの関連施策との相互連携・協力が不可欠である。</p> <p>そこで、経済産業省</p>	<p>(平成20年5月19日 総合科学技術会議)における指摘を踏まえ、文部科学省と連携して、産学官連携拠点を選定し、それらに地域イノベーション協創プログラムや地域科学技術クラスター関連施策を含む関係府省、自治体等の各種の施策を有機的に組み合わせて総合的・集中的に実施することにより、人材育成・基礎研究から実用化・事業化までの活動を産学官が有機的に連携して推進し、持続的・発展的にイノベーションを創出する仕組みの構築を図っているところである。</p> <p>地域イノベーション創出共同体形成事業に関しては、地域の資源や産業特性等に照らした技術支援体制の整備を進めているところであり、地域の実情に応じて他省庁系の技術支援機関(科学技術振興機構、農業・食品産業技術総合研究機構)の参加も得ながら、これらの施策との連携も図りつつ、省庁横断的な取組みを進めているところである。</p> <p>また、地域イノベーション創出研究開発事業の実施に際しては、産業クラスター計画、農商工連携や他府省の研究開発支援制度等との関連性についても審査の対象とするこ</p>	<p>A: 研究開発事業では、提案にクラスター計画との関係を記載してもらい、クラスター計画の進展に貢献するような事業を優先的に採択している。</p> <p><80回専調意見></p> <p>C: 連携施策群の1つとして文部科学省の知的クラスターと経済産業省の産業クラスターの連携を進めて、実際に効果を発生してきていた。その成果を受けた上で、今年度から産学連携拠点を全国につくる具体的な施策が開始された点を強調すべき。</p> <p>C: 大学と企業の新技術に対する期待のすれ違いがある。このすれ違いを避けて効果を出せるように考えて取り組むべき。</p> <p><専調後追加質問と回答></p> <p>Q: 産学官連携拠点(資料4-1 15頁)の具体的な体制、権限・機能はどのようなものか。また、それは産官学連携基盤形成支援に関する従来の施策と対比してどのような違いがあるのか。</p> <p>A: 産学官連携拠点を形成しようとする産学官の機関(経済団体等、大学、都道府県・政令指定都市)が共同で「産学官連携拠点整備計画」を策定する。選定された拠点は、国等の様々な産学官連携拠点施策を優先的に享受できる。</p> <p>産官学連携基盤形成支援に関する従来の施策と対比しての違いは、</p>
---	--	--	---

<p>は、総合科学技術会議において推進している地域科学技術クラスター連携群等の各府省間の連携や調整のための取組の中で、関連施策との協働による相乗効果が発揮されるよう、共同体形成の準備段階、及び研究開発支援の制度設計段階からの相互連携・協力を強化すべきである。</p> <p>また、「イノベーション創出基盤形成事業」のうち「地域イノベーション創出共同体形成事業」においては、実用化研究開発等に関する企業への技術支援のワンストップサービスを提供していくこととしているが、研究開発終了後の事業化支援がより円滑に行われるよう、事</p>	<p>とにより、他制度との相互連携や協力を行っているところである。</p> <p>さらに、研究開発終了後の事業化をより円滑に進めるため、産業クラスターの関係機関や中小企業基盤整備機構等が幹事を務める全国イノベーション推進機関ネットワークを活用し、事業化に必要な支援を行うこととしている。</p>	<p>支援の内容を固定せず、文部科学省、経済産業省で実施している関連施策・事業を優先的又は追加的に実施するという制度設計である。これにより、従来の施策でカバーされず、ボトルネックや弱点となっている課題を自ら洗い出しこれに積極的に取り組む拠点に対して集中的かつ柔軟な支援を実施することが可能となる。</p> <p>Q: 過去に行われた「地域科学技術クラスター連携施策群」の成果との関係はどのようなものか。</p> <p>A: 地域イノベーション創出研究開発事業のプロジェクトの審査に際しては、産業クラスター計画、農商工連携や他府省の研究開発支援制度等との関連性についても対象とすることにより、クラスター事業の主体が関係する研究開発を重点的に採択したところ。</p> <p>＜専調後の意見＞</p> <p>C: 各府省との相互連携・協力に関しては、省庁横断的な取り組みを進めていることは評価できるが、イノベーション創出の仕組み、支援体制作りや、他制度との相互連携・協力については対応がまだ進行形であり、さらに積極的な対応と加速が必要と考えられる。</p> <p>C: 基盤形成、研究開発、共同体形成、創造的産学連携体制整備、創造的産学連携事業などたくさん事業が並んでいるが、似通っていて違いが</p>
--	---	--

	<p>業化関連施策との相互連携・協力を強化すべきである。</p>		<p>わかりにくい。だぶっている印象も与える。相乗効果につながっているかどうか判然としない。</p> <p>C: 技術シーズの実用化促進による事業化率の向上という目標達成までの全体像が見えないために、審査対象の関連性項目でのカバー等表面的な対応になっており、本質的に相乗効果が発揮されているとは言えないのではないか。</p> <p>C: 他省庁で実施している事業との関連性は説明の際ははっきりされていなかったと思うが、追加回答では、「文部科学省、経済産業省…事業を優先的、または追加的に実施する」と答えてるので、相乗効果への配慮はされていると考える。選定されたプログラムやその結果をまたないと、実際の相乗効果の評価は難しいと思われる。</p>
--	----------------------------------	--	---

<p>②開発期間、技術適合性、コスト等の事業化要件における企業ニーズと技術シーズの高精度のマッチング</p>	<p>本プログラムにおける事業化率の目標は、これまで実施してきた「地域新生コンソーシアム研究開発事業」及び「大学発事業創出実用化研究開発事業」の実績を上回るものとなっている。本目標を達成するために、「地域イノベーション創出研究開発事業」においては、資金援助の方式を委託から補助金に切り替え、研究管理主体の事業化に対するインセンティブを高めること等を計画している。これに加え、研究開発成果を確実に事業に結びつけるために、事業化時期と研究開発に要する期間の整合性、製品仕様に対する開発技術の</p>	<p>地域イノベーション創出研究開発事業においては、その事前審査の際、技術の熟度や市場ニーズ、事業化の可能性等に関する豊富な経験や専門知識を有する外部の専門家や有識者(約700名)に依頼し、事業者からの提案内容に関する様々な視点からの検証・評価作業を実施した上で、採否の判断を行っているところである。また、プロジェクトごとに、原則民間企業に所属し事業化に関する豊富な経験や知識を有するプロジェクトマネージャーを置き、事業化を念頭に置いた研究開発計画の調整を行わせるとともに、研究開発終了後に事業化のフォローアップを行わせることとしている。さらに、審査に際しては産業クラスタープロジェクトとの関連を審査することにより、企業ニーズにマッチした技術を優先的に選択することとしている。</p> <p>一方、大学発事業創出実用化研究開発事業についても、地域イノベーション創出研究開発事業同様、各技術及びその事業化について豊富な経験や多彩な知識を有する有識者に審査を依頼し、從来から以下の表の通</p>	<p>く80回専調Q&A></p> <p>Q: 技術ニーズ、シーズの高精度のマッチングはどうやって担保されているのか。</p> <p>A: 審査を経験と専門知識を持つ700人に依頼し、一件につき技術的専門家4名、事業化専門家4名、計8名で審査を行っている。技術的評価と事業者側の判断によって良い研究テーマを採択している。</p> <p>く80回専調意見></p> <p>C: 高精度なマッチングがある程度できてきているのは、優秀なコーディネーターを相当数全国に配置して、そのコーディネーターが大学側と民間側をうまく結びつけてプロジェクトを推進して成果を上げてきていると考える。</p> <p>く専調後追加質問と回答></p> <p>Q: ヒアリングの際に説明された技術ニーズ、シーズの高精度のマッチングを担保する取り組みは体制・制度上の仕組として整備したものなのか、運用の中で留意しているものなのか。</p> <p>A: 地域イノベーション創出研究開発事業においては、プロジェクトの選定が重要と考えており、公募要領のプロジェクトの選定の項に、研究開発内容及び事業化可能性の評価項目を明記しており、外部専門家や有識者により厳密に審査している。</p> <p>また、大学発事業創出実用化研究開発事業については、從来から実用化審査に関する事項を公募要領に明記してこれに対応した審査体制</p>
--	---	---	--

<p>適合性、開発及び事業化に要するコストの採算性等をあらかじめ検証し、これらの事業化要件を満たす研究開発課題を推進することが重要である。</p> <p>このためには、企業の技術課題解決に向けてコンサルティングを行うに際し、このような事業化に必須の要素を具体化する観点で適切な助言が行われ、これに基づいた支援が行われるよう、豊富な経験や多彩な知識を有するコーディネータの配置を行うべきである。また、支援対象とする研究開発課題の採択等にあたっては、企業ニーズにマッチした技術を優先して選択する観点で審</p>	<p>り実用化に係る審査項目を設け、企業ニーズ(市場ニーズ)にマッチした技術であるかという点についての審査を実施してきている。</p> <p>そして、本指摘等も踏まえ、平成21年度からは、戦略的に実用化可能性の高い優れた技術課題を発掘し、本事業での採択、実用化につなげられるよう、5～6名程度の豊富な経験や多彩な知識を有するマッチングコーディネーターを各地に配置することとし、現在、NEDOにおいて採用選考を行っているところである。</p> <p>具体的には、公募により採用した実務経験のある産学連携人材を大学(産学連携部門等)、技術移転機関(TLO等)、産業支援団体に派遣し、大学等の優れた技術シーズを発掘、育成するとともに、企業における経営戦略やニーズを把握した上で連携関係を構築し、実用化・事業化までを含めた産学連携活動を効果的に推進することとしている。</p> <p>実用化審査に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>審査基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規市場創</td><td>・当該研究成果の広範な製品・サー</td></tr> </tbody> </table>	項目	審査基準	新規市場創	・当該研究成果の広範な製品・サー	<p>が整備されている。また、平成21年度からはマッチングコーディネーターを「産業技術人材活用事業」として公募しており、技術ニーズ、シーズの高精度のマッチングを担保する取り組みを、NEDOの体制・制度上の仕組として整備している。</p> <p>Q: プロジェクトマネージャーの身分(専任、非専任の別など)・権限はどのようなものか。</p> <p>A: 地域イノベーション創出研究開発事業の公募(公募要領)において、プロジェクトごとにプロジェクトマネージャーの設置を必須とし、原則として、研究体の構成員である民間企業に所属している者からの人選を求めており、一時的な招聘や、長期に研究活動に携わることのできない者の人選は避けることとしている。</p> <p>その役割は事業化の観点から当該研究開発の進捗管理や研究開発資源の再配分等を行うことと明記している。また、プロジェクト終了後も事業化を支援する体制・環境整備に取り組み、事業終了後10年間にわたり、フォローアップ調査等に関与することを明確に求めている。</p> <p>Q: 資料4-2「産業クラスタープロジェクトとの関連を審査する」とされているが、これによってどのように企業ニーズにマッチした技術が選ばれるのか。産業クラスタープロジェクトでの評価結果等を考慮しているのか。</p> <p>A: 産業クラスター計画策定においては、全プロジェクトの共通目標として、新事業開始件数を設定しているほか、プロジェクトごとにも売上高等の数値目標など、企業ニーズを考慮しなければ設定できない目標の達</p>
項目	審査基準					
新規市場創	・当該研究成果の広範な製品・サー					

査を行うべきである。	出効果	<p>ビスに利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。</p>	<p>成を求めていたため、産業クラスター計画との関連について審査することで、企業ニーズにマッチした技術の選定に資するものと考えている。</p> <p>産業クラスター計画との関連の審査については、公募要領上「提案プロジェクトの選定」のうち「III. 地域の産業政策上の観点からの評価項目」の中に配慮する項目のひとつとして記載している。この評価項目においては、地域への直接的な技術的・経済的波及効果や、地域産業界の活性化・強化に繋がる波及効果を評価することとしており、その評価にあたって、産業クラスター計画と関連した取り組みが有効に機能していると判断される場合には、審査にあたって一定程度配慮するというものである。</p> <p>＜専調後の意見＞</p> <p>C: 事前審査への外部専門家や有識者の利用、事業化可能性の評価項目の設定、事業化フォローアップなどの体制整備が評価できる。また、整備した体制の一環としてプロジェクトマネージャーやマッチングコーディネーターの設置は、このプログラムを成功させるためにもっとも重要であり、その人選といかに権限を与えるかが、今後の課題となると考えられる。</p> <p>C: 本プログラムを通じて企業のニーズを体系的に顕在化させ、その結果を産総研や公設試のニーズ開発のあり方に反映させていただきたい。</p>

C: プロマネに企業出身者を配置することでの効果は期待できるが、実際にどういう人が配置されているのかが重要。またそれによってどういう具体的な成果を上げたを検証していくことが必要。

C: 多くの専門家や有識者の参加、プロジェクトマネジャーの配置など、人材をマッチングに割り当てるという対応はしていると考える。

<p>③地域の強みを活かし、国際競争力のある事業・産業の創出を導く研究開発の推進</p>	<p>本プログラムを構成する「イノベーション創出研究開発事業」のうち「地域イノベーション創出研究開発事業」については、地域ごとに支援対象課題の審査・決定等を行うとしているが、研究開発成果を、将来、国際競争力のある事業に結びつけ地域産業として発展させるためには、地域内の応募課題の優劣のみならず、全国的にみて事業化に繋がる可能性等が高い課題が採択されるようになることが重要である。</p> <p>したがって、研究開発課題の採択審査においては、地域の産業特性と研究基盤を基礎に、必要に応じて地域外との連携をも可能とする地域横断</p>	<p>地域イノベーション創出研究開発事業の審査にあたっては研究共同体の構成員の地域属性に差を設けておらず、すなわち、真に技術の新規性及び成果の事業化可能性及び地域経済への波及性のみをもって審査を行っている。</p>	<p>Q: 資料 15 頁で説明があったが、拠点によって地域の研究体制等の整備を推進する計画はどうなっているのか。</p> <p>A: 産学官連携拠点については、1 今年度開始した事業であり、各地域から連携拠点をつくる提案を募集し、選定されたものに今後事業予算を重点的に配分する方針。</p> <p>Q: 国際競争力を担保する課題を採択しているというのはどこを見たらわかるのか。</p> <p>A: 国際競争力については、技術レベルが高くかつ事業化できるものを全国ベースで選定しており、必要な水準は保たれていると考えている。</p> <p>Q: 地域の強みを生かして国際的にも優位性を持つことに関しては、JETRO RIT 事業の中で海外の状況をよく知り、海外と連携をしながらプロジェクトを進めてきている、という点が強調されるべき。</p> <p>Q: ヒアリングの際に説明された国際競争力のある事業の創出に向けた取り組みは体制・制度上の仕組みとして整備したものなのか、運用の中で留意しているものなのか。</p> <p>A: 国際競争力のある事業の選定については公募の審査の上で、明確</p>
--	---	---	--

<p>的な視点での審査に基づいて真に優秀な課題を選択する観点や、国際競争力の視点に立ち強み技術をさらに強化していく観点で、適切な採択審査を行うべきである。</p>		<p>に評価項目として定められていないが、技術の新規性や事業化可能性を適切に審査することで、国際競争力のある事業の選定に資するものと考えており、運用の中で留意している。</p> <p>Q: JETRO の事業で海外との連携も行っていると認識しているが、具体的にどのような施策がおこなわれているのか。</p> <p>A: 地域イノベーション創出研究開発事業に関連するところでは、現時点では具体的な取り組みを実施してはいないが、国際競争力強化の観点から今後の取り組みとして必要性を認識しており、検討を進めているところである。</p> <p>＜専調後の意見＞</p> <p>C: 国際競争力のある事業・産業の創出に対する対応は遅れているが、地域の発展から考えるということと考えられ、ある意味やむを得ない。国際競争力も含めて審査をいかに適正に行うかについては当面は運用で対応するというで了解する。</p> <p>C: 国際競争力育成の視点が現時点では含まれていないので、今後の取り組みに期待したい。</p> <p>C: 事業化率という観点から、国際競争力も間接的に評価できると考え</p>
---	--	--

			ので、フォローアップとしては、配慮するという程度の回答でよいと考える。
--	--	--	-------------------------------------

その他

<80回専調 Q&A>

Q: 申請書を書いているのは大学、国立研究所、民間の中ではどこが多いのか。

A: 民間が多い。申請者は企業と大学あるいは公的研究機関の共同が条件。これを管理法人がとりまとめて申請するのが標準的なスタイル。

C: 研究機関側がこの仕組みを通して企業ニーズをつかんで欲しい。

Q: 現在のTLOの厳しい状況との関係をどう認識しているのか?

A: TLOの経営状況は差が大きい。経産省としては数を増やすことから質を高める段階に移行したと考えている。創造的産学連携体制整備事業は質を高める事業。

Q: 文科、経産、どちらがやつたらうまくいくのか。それぞれ良いところがあるはず、情報を共有して成功率を上げてもらいたい。

A: 今年度から文科省と共同で産学官連携拠点形成支援を始めた。いい結果を出したところには文科省、経産省双方が重点的に予算を配分する方針。

＜専調後の意見＞

C: 技術シーズの実用化促進による事業化率の向上という目標達成までの全体像が見えないために、審査対象の関連性項目でのカバー等表面的な対応になっており、本質的に相乗効果が発揮されているとは言えないのではないか。

以上